

空港グランドハンドリング作業の生産性向上に関する技術検討会

設置規約

（設置の目的）

第1条 生産年齢人口が低下傾向にある中においても、航空需要の拡大に対応していくには、空港業務への技術の実装による生産性向上が不可欠となっている。そのため、空港グランドハンドリング作業の技術開発・実装の進んでいない分野について、必要な技術の開発・実装に向けた検討を行うことを目的として、「空港グランドハンドリング作業の生産性向上に関する技術検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討会の構成）

第2条 検討会は、会議の長（以下「座長」という。）及び別紙に掲げる委員、オブザーバーで構成する。ただし、第3条第1項に規定する座長は、必要があると認めるときは、委員の追加及び関係者の出席を求めることができる。

（座長の任命等）

第3条 検討会に委員から選任した座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、検討会を統括する。

（本検討会の開催）

第4条 本検討会は、全委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 本検討会は原則、非公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得た後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

（事務局）

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課に置く。

（守秘義務）

第6条 委員及びオブザーバーは、本検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和6年6月26日から施行する